

全国のJAグループが自己改革をすすめています

政府は、農業の成長産業化を実現するため、6次産業化や海外輸出、農地集積・集約化等の政策を活用する経済主体等が積極的に活動できる環境を整備する必要がありますとし、関連する各種法律を改正するとともに農協改革をJAグループに強く要請しています。ここでは、農協法の改正や政府がすすめる農協改革、JAグループの自己改革について、おさらいしてみましょう。

農協改革の経緯と概要

規制改革会議の意見にJAグループが大きな懸念

平成26年5月、政府の規制改革会議農業ワーキンググループから「農業改革に関する意見」と題された提言が発表されました。その内容は、①農業委員会の見直し、②農地を所有できる法人の見直し、③農協の見直しで、その中には「中央会制度の廃止」「JA全農の株式会社化」「単位JAは信用事業を農林中央金庫・信連へ移管」「准組合員の事業利用制限」など農協解体につながるような急進的な意見でした。

これに対しJAグループや行政、農業委員会などから大きな懸念が示されました。

急進的な内容は修正したが農協法の見直しを明記

JAグループや各界からの声を受けて自民・公明党は6月、農業と農村の実情を踏まえた党内案を取りまとめます。その結果「中央会は自律的な新たな制度へ」「JA全農の株式会社化は選択制」「准組合員の利用規制は導入を検討」「急進的な内容は若干修正されたものの、農協法の見直しを行う旨が明記された「規制改革実施計画」が閣議決定されました。

JAグループが自己改革プランをまとめる

これに対してJAグループは11月、「JAグループはあくまでも自主自立の協同組合であり、自ら改革案を作って実践するのが原則」とし、平成27年10

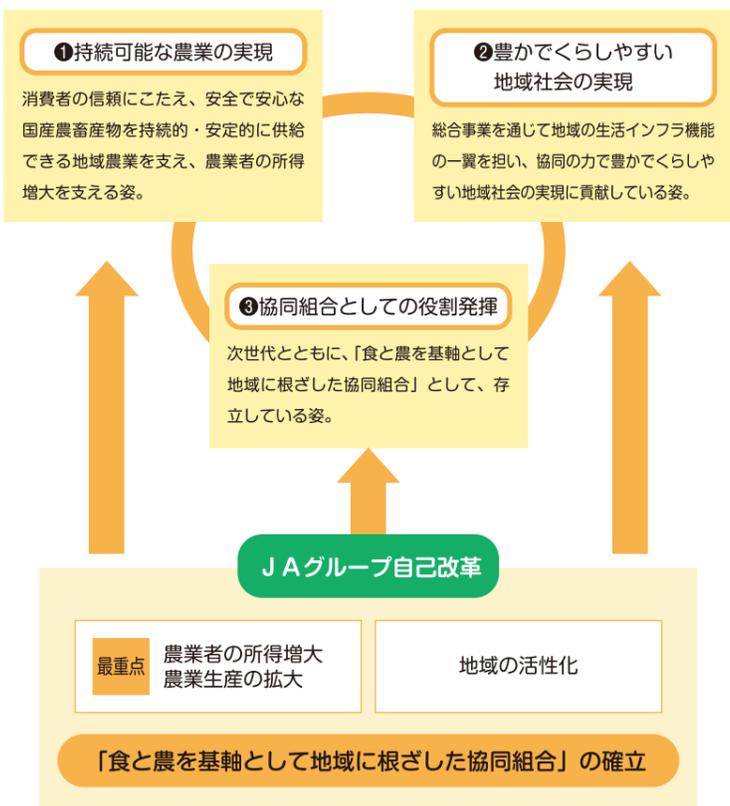
農協改革の問題点

農業者の所得向上につながるのかが不明確

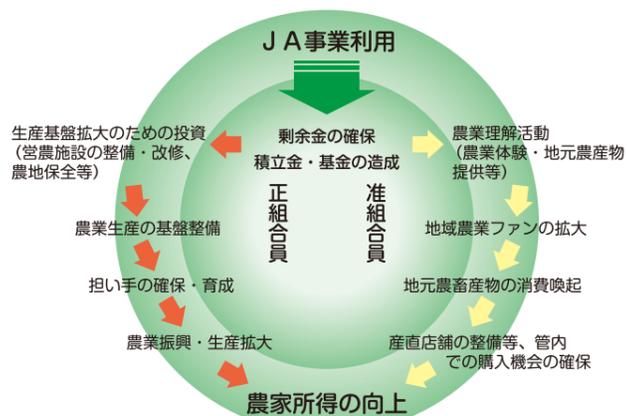
政府がすすめる農協改革は、農業の成長産業化を図るため、6次産業化や農地集積・集約化などの政策を活用する経済主体が積極的に活用できる環境を整備することを目的としたものとしていますが、今回政府がすすめる農協改革では民間の協同組合であるJA

の業務運営のことまで政府に意見されること自体が問題視されています。また、規制改革推進会議のメンバーに、農業の専門家がいないという状況です。全中の一般社団法人化や、監査機能の分離、都道府県中央会を連合会に移行するなど農業者の所得増大にどう結び付くのか明確な説明がない状態です。また、中央会が単位JAの自主性や経営の自由度を阻害しているという規制改革推進会議の意見もありました。

JAグループの自己改革



JAの総合事業が農業振興・農業所得の向上につながります



農業振興に向けた活動を行うため、JAあいち知多では、剰余金の中から各種積立を行っています。

農協改革をめぐる動き

年月	内容
平成26年5月	政府の規制改革会議農業ワーキンググループが「農業改革に関する意見」を発表 ①農業委員会の見直し ②農地を所有できる法人の見直し ③農協の見直し ・地域農協の専門化（信用事業の譲渡） ・理事構成の見直し（認定農業者や農業経営のプロを登用） ・准組合員の利用規制 ・中央会制度の廃止 ・全農の株式会社化、など
平成26年6月	自民党・公明党が「与党取りまとめ」を決定 農協法の見直しを行う旨が明記
平成26年11月	JAグループ自己改革プランをまとめる JAグループはあくまでも自主自立の協同組合であり、自ら改革案を作って実践するのが原則
平成27年8月	農協改革関連法案（農協法、農業委員会法、農地法）が国会で可決
平成27年10月	第27回JA全国大会を開催 JAグループ自己改革を決議 3つの基本目標 ・農業者の所得増大 ・農業生産の拡大 ・地域の活性化
平成28年4月	改正農協法が施行（60年ぶりの抜本改正） ①組合の事業運営原則の明確化 ②理事構成の見直し ③公認会計士監査の義務付け、など

月の第27回JA全国大会で「JAグループ自己改革」をまとめ現在も全国のJAグループが自己改革に取り組んでいます。

60年ぶりに農協法を改正

平成27年2月、政府・与党が示した「法制度等の骨格案」では、「JA全中の

監査部門を分離、社団法人化について農協法の附則で役割を位置付け「准組合員規制は見送り」などJAグループに歩み寄った内容となりました。

平成27年の4月、政府は農協法改正法案を国会に提出。8月の衆議院本会議で可決され翌平成28年4月に改正農協法が施行されました。准組合員の事業利用のあり方については5年間の調査を経て判断することも盛り込まれました。

総合事業こそが地域農業の振興に組合員のJA利用が地域の食と農を支える

もともと各JAはそれぞれ地域の特色を生かして、独立した経営を行っていますので、これも誤った認識や報道といえることができます。

総合事業を行うJAの信用事業と営

農事業の分離や、准組合員の事業利用規制も問題です。JAは農業者である正組合員をはじめ、地域農業を理解し応援していただける准組合員、地域の

皆さんが信用や共済、各種の事業を利用することで得た資金の一部を地域農業の振興に役立てています。つまり、地域の皆さんがJAの事業を利用することが、自分たちの地域や農業、食を支えているということになります。これはJAが総合事業を行っているからこそ、可能なことなのです。

JAあいち知多では、総合事業を展開することで「持続可能な農業」と「豊かで暮らしやすい地域社会」の実現を目指し、組合員・地域社会から必要とされるJAとなるために、自己改革の実践に取り組んでまいります。